


SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらう」ためのライセンス再入門」

パネルディスカッション

林 賢紀	(国際農林水産業研究センター)	
山形 知実	(北海道大学)	
鈴木 康平	(人間文化研究機構)	
八塚 茂	(製品評価技術基盤機構)	
小野 浩雅	(情報・システム研究機構 ライフサイエンス統合データベースセンター)	
小池 文人	(横浜国立大学)	
渡辺 智暁	(国際大学 / クリエイティブ・コモンズ・ジャパン)	
赤池 伸一	(内閣府 / 科学技術・学術政策研究所)	
久保田壮一	(科学技術振興機構)	

●林 初めに、本日までご登壇いただくパネリストの皆さまに自己紹介をお願いいたします。鈴木様はご講演時に頂いておりますので、八塚様からお願いいたします。

●八塚 製品評価技術基盤機構 (NITE) の八塚です。以前はバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) で生物系のデータリポジトリを扱っておりました。NBDC では学を中心とするオープンなデータを扱っていましたが、NITE は経済産業省傘下ということで産業のデータも扱っており、ライセンスに関する考え方や文化に大きな違いがあります。本日はそうした観点からディスカッションできればと思っています。

●小野 ライフサイエンス統合データベースセンター (DBCLS) の小野です。私は SPARC Japan セミナー企画ワーキンググループの一員として、アカデミアの研究者という立場で参加しております。本業はライフサイエンス分野のデータベースや Web ツールを効率的に活用するための技術開発です。ライセンスとは密接に関係していますので、皆さんの議論の助けになれ

ればと思っています。

●小池 横浜国立大学の小池です。私は日本生態学会の『保全生態学研究』という雑誌の編集委員を務めており、サブスクリプションからオープンアクセスへの変更も担当しました。OA 化というと、昔は PDF を載せるだけでよかったのですが、今は引用文献リストも必須です。それを使った i10 指標や h-index などが教員の採用・昇任にも使われますし、これをしないと引用されない論文ばかりとなり、日本の研究成果が過小評価されてしまうからです。今後はさらに自動翻訳や AI の学習データとして全文提供もしなければなりません。紙の雑誌の時代と比べると 1.3~2 倍もの手間や労力がかかってしまいます。さらに、APC が数十万円するような雑誌もあり、研究室で払えるのは 3 万円程度ですから、世界で多くの人が困っています。一方で IT 技術を使えばコストダウンできる可能性もあります。J-STAGE などのプラットフォームを使って世界の問題を日本で解決できるのではないかというイメージも持っています。

●**渡辺** 私はクリエイティブ・コモンズ・ジャパンの母体となる NPO 法人の理事として、国際面の諸業務やライセンス周りの業務、問い合わせへの回答やライセンス改定に関わる技術的な検討などを行っています。こちらは無給のボランティアで、本業は国際大学グローバルコミュニケーションセンター（GLOCOM）という研究所で、情報通信に関わる政策や情報社会に関する諸課題についての研究をしています。オープンアクセス自体は経験がありませんが、オープンエデュケーションを MOOCs が大流行する直前にやりました。また、ここ 10 年ほどは、政府が持っているデータをオープン化するオープンガバメント政策やその効果に関する研究も行っています。本日はよろしくお願いたします。

●**林** 皆さま、ありがとうございました。では、質問をたくさん頂戴しておりますので、幾つか取り上げたいと思います。多くが即時 OA に関するものです。即時 OA といわれたとき、どのくらいの早さで、何を、いつ、どんな形で出すのか。ゴールド OA で出すのかグリーン OA で出すのかということもあります。最初の議論は、何を出せば即時 OA と言えるのかについて、原理的なところで、まず鈴木様からコメントをお願いします。

●**鈴木** オープンアクセス学術誌要覧（DOAJ）の定義では「法的な障壁や経済的な障壁なく」とありますので、単に出すだけのパブリックアクセスは厳密なオープンアクセスではないこととなります。原理的には、著作権があるものであれば、例えば CC BY を付けたものがオープンアクセスなのではないかと思います。

●**林** ということは、やはり出版社側がオープンアクセスにすることが必要となるのでしょうか。

●**鈴木** はい。出版社側がゴールド OA から CC BY で出すのはもちろんオープンアクセスですので、それ

は全く否定することではないと思います。

●**林** ありがとうございます。小池様、今までのご経験から、例えば学会等において即時 OA となると、出版社側もオープンアクセスを受け入れなければならないことになるとは思います。学会側での障壁はあるでしょうか。

●**小池** 私たちは出版社を通さずに直接学会で出版していたのですが、一番大きかったのはお金の問題です。私たちの雑誌は学会誌ではなくオプションで購読できる有料雑誌で、年間 200 万円ほどの収入がありましたので、学会としては商業誌としてお金を稼ぎ、それで学会の事業を行うという方向でいました。それがなくなるわけですから、かなりもめました。しかし、実際にはエンバーゴ期間中のオンラインアクセスはほとんどなかったために、もはやオープンアクセスでないと雑誌は存在できないという判断に至りました。

●**林** オープンにするしか道がないと。それは、生態学以外の分野でも同様なのでしょうか。

●**小池** いえ。応用分野には、一つの業界が学会誌を出版しており、実務家も大学の研究者も誰もが購読しているような分野があります。そのような分野であれば、学会員のサブスクリプションで十分成り立つと思います。

●**林** コストを負担している人たちの属性にも関わることですね。

●**小池** そう思います。

●**林** ありがとうございます。そのときのライセンスの在り方としては、やはりクリエイティブ・コモンズが分かりやすいのでしょうか。本日のご講演の中でも、分かりやすい明確なライセンスという言葉が出てきて

いました。

●小池 はい。世界的にも一番流通していますし、CC ライセンスを利用するのが良いと思います。われわれ研究者としては、雑誌を売ってもうけようとは思っていません。使われてこそ意味がありますので、とにかく皆さんに使いやすい方向で出していくというスタンスでいました。

●林 今のライセンスでは使いにくいといった指摘などはございましたか。

●小池 そのような議論はありませんでした。

●林 ありがとうございます。今、ライセンスの話が出ました。渡辺様、クリエイティブ・コモンズの運用に当たって、ユーザーから例えばエンバゴを付けたらどうかといった意見を頂いたことはありますか。

●渡辺 この分野で一番お答えに迷うのが、ライセンスの直接のユーザーである著作者ではなく、ライセンスの下に提供されている論文を使いたいという二次利用者からの問い合わせです。例えば、論文中の特定の図表やスライド資料などが CC ライセンスで提供されているけれども、ND（改変禁止）要素が入っている場合に、その一部分だけを切り取るのはセーフなのか、あるいはそれを別の資料の中で比較的他の部分と混ざり合わない形で使うのは改変に当たるのかという質問には、「何とも言えません」という玉虫色の回答になってしまうことがあります。

こう答えるべきだというご意見があればぜひ鈴木先生にお伺いしたいところですが、実は何が改変に当たるのかはそれほど明らかではありません。文章を他の文章と組み合わせる場合は分かりやすいと思うのですが、スライド資料や図表などのモジュール化されているコンテンツは、何が改変で何が部分複製なのかという解釈に困ることがあります。その点でも、ND 要素

はあまりお勧めできません。

●林 改変といったとき、ユーザーがその範囲を決めかねる場合があるということでしょうか。

●渡辺 そう思います。ちなみに、クリエイティブ・コモンズのグローバルなコミュニティの中で長らく評判が悪いのは NC（非営利）の方です。いつどのような状況で商業利用が成立し、いつ非営利に当たるのかということが非常に曖昧で、グローバルにアンケートを取っても意見がばらばらです。いっそ廃止してもいいのではないかという意見が出るほど難しいのです。ただ、自分の非営利の営みを商業利用者が金もうけのために使って利益を横取りするのは公平感を欠くという感覚を持っている人は多くいますので、ライセンスとして廃止するというのも極端過ぎるのではないかと、ずっと提供はしています。しかし、なかなか運用の難しいところがあります。

●林 なるほど。確かに翻訳等々でしたら明らかに改変というジャッジができるかもしれないですね。では、質問の中にもありましたが、ND が付くと、もはやオープンとは言えないのでしょうか。

●渡辺 講演では、カタカナのパブリックアクセスとオープンアクセスがどの英語に対応するかという問題があると言及されましたが、私はこのことも入っていると思って聞いていました。ブダペスト・オープンアクセス・イニシアティブ（BOAI）であれ DOAJ であれ、国際的には、いわゆるオープンライセンスと呼ばれる CC BY や CC BY-SA はオープンですが、ND、NC が入っているものはオープンではないとされています。これはオープンアクセスの分野に限らず、オープンデータであれソフトウェアなどの他のオープンソースの分野であれ、グローバルスタンダードとして確立されていますので、オープンアクセスで考えてもそうなると思います。

ただ、例えばオープンエデュケーションの分野では、教材のオープン化をどのライセンスで行うのがよいかという議論を20年行っていますが、まだ決着が付いていません。NCでもよいという意見は根強くあり、もう少し幅広にオープン化と呼んでもいいのではないかという議論があります。私としては、早くグローバルスタンダードに合わせほしいと思っていますが、理解できないことではないと感じています。

●林 そうすると、NCも付けた途端、真っ黒ではないけれども「あれ？」という部分が出てくるということでしょうか。

●渡辺 はい。NCでもNDでも、どちらかというアウトです。

●林 なるほど。確かに今の日本の即時OAの文脈では機関リポジトリやJ-STAGE Dataなどの公的リポジトリに載せようという話ですが、ResearchGateなどの商用プラットフォームに載せるとなると、それはNCに違反するのではないかという疑問が生じるということは聞いたことがあります。

●渡辺 私が聞いた中で結構面倒だと思ったのは、NCが付いているコンテンツを自分のブログに載せたというケースです。「ブログにGoogle AdSenseが入っているのですが、これはアウトなのですか」と言われたそうです。「これをアウトだと言ったら怒る人が半分いて、残りの半分はセーフだと言うと怒るのではないかと、クリエイティブ・コモンズのファウンダーの方が言っていましたが、そのくらい厄介な問題です。やはりNCはNCでややこしいと私は思っています。

●林 ありがとうございます。鈴木様から何かコメントはありますか。

●鈴木 私もNC、NDはとても難しいと思います。

著作権法の中の非営利ですらどう解釈するのかが非常に難しく、それに加えてCCでは、日本の著作権法の翻案とCCライセンスのリーガルコードに書かれている翻案とで少し違う概念になっており、それもなかなか理解が難しいです。英語でオープンアクセスと言うときには、ND、NCは入らないのではないかと思います。BOAIのオープンアクセスが正解なのかについても本来は議論すべきです。パブリックアクセスでも研究はできますし、テキスト・データ・マイニングなども非営利目的なら大抵の国で著作権の制限規定でできます。何の障壁もないオープンにして何がしたいのかということも、本来はきちんと議論すべきだと思います。

●林 ありがとうございます。ちょうど関連の質問が来ています。「CCライセンスをCC BY-NC-NDで著作権を発行元に帰属させ、商用利用の際の著作権料や利用料を取る学協会もあります。NC・NDをなくしてCC BYにした場合、そうした費用を取れなくなるのは、購読料がなくなると同様に学会にとって痛手となり得るのでしょうか」というご質問です。小池様、コメントがありましたらお願いします。

●小池 私たちの学会では、確かにお金も入ることもありましたが、ライセンスクリアランスが面倒でコストもかかる印象でしたので、むしろなくした方がすっきりして、コストもかからなくて良いのではないかという議論でした。

●林 実収入よりも、手間暇のコストを含めて考えると、ということですね。ありがとうございます。

今日はライセンスをメインにお話ししていますが、OA化に関する質問も届いていますのでご紹介します。「先ほど小池様から、もうオープンにしていくしか道がないのだという意見もありましたが、今オンラインになっていない雑誌も含め、日本中の学会誌をJ-STAGEでオープンにしていく支援をJSTで行うこと

はお考えでしょうか」。これは JST の久保田様にお答えいただければと思います。

●久保田 学協会、発行機関側で J-STAGE を使って公開されたいということであれば、こちらとしては使っていたらと考えております。

●林 例えば、こんな時代なのだからもっとオープンにすべきだという啓蒙についてはいかがでしょうか。

●久保田 そうしていくのが望ましいとは思いますが、J-STAGE は、データを作って載せるという負担を発行機関側をお願いするシステムとなっています。もちろんサポートはいたしますが、発行機関の側がやる気にならないと難しいと思っています。

●林 ありがとうございます。ぜひサポートを広げていただけると、特に小さい学会などは助かるのではないのでしょうか。ちなみに J-STAGE Data は、小規模な学会の利用はあるのでしょうか。

●久保田 大きな学会に限らず、小さな学会の方にも使っていただいています。データのチェック、メタデータのチェックなど、作業量的にはどうしても増えますので、それを理解した上でお使いいただければと思います。

●林 ありがとうございます。データの話が出ましたので、八塚様にお伺いします。データにライセンスを付ける際、すんなり CC BY を選んでいただけるものなのでしょうか。もちろん、オープンにしたいという意向がそもそもあるかにもよりますが、いかがでしょうか。

●八塚 前職での経験になりますが、そもそもわれわれのリポジトリでは CC BY か CC BY-SA を付けることを原則としていたので、そこを理解した上でご寄託い

ただいた方が多かったと思います。

ただ、第三者が絡む場合、例えばデータを作った先生はわれわれに寄託したいと思っているけれども、その方が退職されて別の機関にいらっしゃるため元の機関に働き掛けてデータを公開する必要がある場合、CC BY が原則と説明すると、NC や ND を付けてほしいという交渉があります。そこを何とか粘って CC BY にするのですが、当事者によってかなり考え方が変わってきます。

●林 ありがとうございます。小野様はこれについて知見をお持ちでしょうか。

●小野 私も八塚さんと長く一緒に仕事をしており、業界的にはかぶるため同じような話になるのですが、われわれバイオインフォマティクス分野では、オープンにしなければ世界に存在しないに等しいという意識があるため、基本的には全てオープンにします。適切なライセンスを付けて、作者のクレジットを表示し、どのようなコーディングがあったかを示すことも必要ですが、やはり基本的には CC BY が多くなります。私自身が付けるときも、ほとんど何も考えずに CC BY を選んでおり、他はあまり選択肢に挙がりません。一方、そこまで丸出しにしない、またはできない分野も当然ありますので、そこはケース・バイ・ケースです。ルールとまでは行かないでしょうが、先事例を集めて発信していくことだと思います。

ただ、私はこの業界に入って 15~16 年になりますが、最初は浸透していなかったクリエイティブ・コモンズが、今や当たり前前に論文にもデータにも付いており、一般化したように思います。これからは、当事者としてライセンスをどう使っていくかという議論を深める必要があるのかなと思います。

●林 データを出す側も、もちろん一定の制限はかけるかもしれないけれども、ぜひ使ってほしいという気持ちが大いということでしょうか。

●小野 そうですね。CC BY になっていれば、きちんとクレジットさえすれば自由に使えるのだという安心感があります。

業界の研究者仲間と議論すると、例えばデータベースや Web ツールを選ぶ上で一つ大きな要素が、ライセンスがきちんと明示してあることだと言います。それが書かれていない、あるいは条件が悪いと、自分の研究で使ってライセンスの問題で全てまたは一部が公開できなくなるという不利益が生じるのが怖いのです。CC BY がベストですが、ライセンスがしっかりと示されていることが重要だという意見が印象に残っています。

●林 ありがとうございます。先ほどの ND の話で引っかかったのですが、例えばあるデータセットの中に細々とデータが存在している状態で「この部分だけ ND」ということはあり得ないでしょうし、データセット丸ごと同じライセンスで、なおかつ使うからには改変はできないというのも現実的ではないのでしょうか。

●小野 使用目的にもよるとは思います。例えば自説をサポートするために公開されているオープンデータを使うことが多いと思いますが、その場合、著作権上の引用のような形であれば、出典をきちんと示せばよいと思います。そのあたりはどのようなのでしょうか。ND は、何も変えなければよいということでしょうか。

●八塚 独自の解釈かもしれませんが、ND、あるいは少なくとも CC ライセンスは、改変したものを公開するときに適用されると私は理解しています。自分の会社なり研究室で好きなように加工していても問題ないけれども、改変したものを公開することは ND であればできないと理解しているのですが、それでよろしいのでしょうか。

●渡辺 はい。「公開」ではなくて「共有」もしくは「シェア」という言葉を使っていたかと思いますが、バージョン 4.0 ではそのように切り分けていたと思います。ただ、その前段で気になるところが 2カ所ほどありましたので、少しコメントさせていただきます。

まず、実験データは、先ほど鈴木先生がおっしゃったように著作物ではありませんので、CC ライセンスのような著作権に基づいたライセンスの適用対象ではありません。実験データのテクニカルノートや、何をどう作ったという説明が書いてあるテキストなどは著作物だと思いますので、その部分に ND など何らかのライセンスが適用されることはあるにしても、実験データ自体は、どんなライセンスが付いていようと、実質的には誰でも利用できるパブリックドメインのものであることがほとんどです。それが一つ目の感想です。

それから、例えば改ざんする、無断で複製するというのも、他の理由で止めることはもちろんできますが、著作権法上は止めるべきがありません。アカデミアには、ある意味先進的で見習うべきだと思うところがあります。それはクレジットの付け方です。例えば私が馴染みのある都市社会学分野でよく引用される論文の中には、1900～1910 年ごろに書かれた論文があります。そうすると、当然ながら著作者が死亡して 70 年以上たっていますから、著作権は残っていません。著作権法上は、著作権が残っていない論文に対してクレジットを付ける義務はありません。しかしアカデミアの規範としては、その人のアイデアを盗用しても構わないということには全くならないわけです。データを使った場合も全く同じで、引用のマナーは法律によってではなく、コミュニティの規範によって裏付けられています。法律がどうあれ、データを使う場合には改ざんしてはいけないし、クレジットは付けなければいけないということで成り立っている世界だと思います。

著作権はパワフルなツールなので、どうしてもそれを使っているいろいろなことを解決しようと動きがちですが、実はそれを持ち込まなくてもできることはたくさんあります。むしろその方が、ND や NC 周りの事情

も含め、変なときに変なところで面倒なことにならずに済むので、良いところもあるのです。

恐らくそうしたこともあって、米国の本家本元の、クリエイティブ・コモンズの法人の公式方針では、データについては CC0 を推奨しています。「もし私に権利があるとしても、私はそれを放棄します」というタイプのツールです。それが一番安心して使えますし、例えば研究の文脈であれば CC0 だからといってデータにクレジットを付けないということはありませんので、そこは法律で担保しなくてもいいだろうという考えからです。

●林 ありがとうございます。だいぶクリアになったような気がします。データについてはそもそも著作権がほぼ成立しないので、推奨としては CC0 であろうということですね。そうすると、自分が取った実験データなり観測データ等々で権利主張すること自体が難しい。逆に言うと、権利主張はできないけれども、著作者ではあるから CC0 が付けられる。そういう議論になるのでしょうか。

●八塚 恐らく、アカデミアの間であれば、CC0 であっても、例えばサイテーションという規約が働きます。ところが、もし相手が企業の場合は、アカデミアが発表したデータを使って何か商品化するとき、果たしてそれでよいのかということは少し気になります。

●渡辺 そこは先ほどお話ししたように、自分が社会に奉仕しようと思って行ったものを搾取されたら嫌だという一般的な規範意識だと思うのですが、著作権法でそこを止めるのは難しいと思います。ただ、今なら「ばれたら炎上するからしない」という企業もあると思いますし、他の社会的な規範も含めたエンフォースメントや制裁の手段が働けば、著作権が働かなくても大丈夫ではないかと思います。ただ、データに著作権を認めるべきなのかという議論はゼロではなく、10年か20年に1度はされているような気がします。

●鈴木 データの権利については、渡辺先生がおっしゃるとおりいろいろ議論があります。EU では著作権とは別にデータベース権というものがあり、データベース権で守られている場合は中身のデータにも一定の保護が及びます。ただ、これは非常に評判が悪く、EU 以外では導入されていませんし、今は EU でもデータベース権が AI などのイノベーションを妨げているのではないかという報告が出されていて、もっとデータを利活用するための法案が議論されているところ です。

著作権で保護されないデータについては、民法でも保護される場合があります。非常に労力をかけたデータベースが丸々コピーされた場合、民法上の不法行為として認められた裁判例が過去にあります。ただ、2011 年の最高裁判決（北朝鮮映画事件）では、著作権法上保護されない著作物については不法行為を認められないとのことでした。下級審におけるこの判決のその後の解釈には学説上異論があり、私も異論側に属していますが、実務上は、著作権が認められないデータベースを丸々コピーすることがあっても法的に保護するのはなかなか難しい状況かと思います。

●林 ありがとうございます。やはりデータについては、議論は多いけれども方向性としてはオープンにできるし、扱う人の利益にも必ずなるだろうということが分かりました。

本日のセミナーのタイトルには「即時 OA」というキーワードが入っていますが、それはいつするのでしょうか。即時というからには早くしないとイケません。今の議論からは、学会誌等についてはオープンにする方向性が見えてきていますし、サポートしてもらえ、データも大丈夫そうだといいことでした。そうなると残るは商業誌です。Eva さんの発表では、ゴールド OA とグリーン OA がある中で購読モデルもあるので、出版社としてはその持続性を考えなければならぬという話がありましたが、購読モデルに投稿したら即時では出せないのではないかと思う方がいらっしや

るかもしれません。それを乗り越えるための手段として、二次著作権やその他の契約を先に結んでおけばよいのではないかということです。鈴木様、そのような理解でよろしいのでしょうか。

●鈴木 そうではあるのですが、私としては、権利保持戦略は契約に基づくものの、出版社と著者がそのような契約を結ぶかというところがかなり難しいのではないかと思っています。二次著作権もその国でしか適用されませんので、それを条約などにすれば効果はあるかもしれませんが、著作権で解決することは難しいのではないかと思います。

渡辺先生もご指摘されたとおり、著作権で何でも解決しようとするのがそもそも間違っていて、問題の構造が価格高騰なのかということ、また、オープンにすればいいだけならば、それこそプレプリントサーバーに最初にアップロードすることを義務付ける方が早いというのが私の勝手な考えです。

●林 なるほど。確かに、プレプリントサーバーなどを使って次々に出していけば、公開して共有したいという部分は満たされるという議論ですね。赤池様、著作権法の議論や、政府としてそこを乗り越えていくための検討をされているかと思いますが、いかがでしょうか。

●赤池 オープンアクセスの方法については、鈴木先生がおっしゃったようにいろいろな方法があると思いますが、一つの問題は、分野ごとに文化が違っていることです。また、機関を超えて、大学や研究開発法人等でどのように統一的なルールを作るかという点でも少し難しいところがあります。

特に数物系などは「権威ある雑誌に論文を載せなくても、自分たちでプラットフォームを作ってしまう方がいいのではないか」と言われたら、それで終わりです。しかし分野によっては、著者がお金を払ってでも権威ある雑誌に載せるわけです。私はこの仕事を始めたと

きに、なぜ著者がお金を払わなければいけないのかと素朴な疑問を持ちました。そのような慣行が出来上がっていて、それによって採用や昇進なども決まる文化を持っているところもあります。そこに統一的なルールをどれだけ決めていくのか。分野ごとにファンディングエージェンシーも学会も異なる中で、どのような個別ルールを作るかというところまで丁寧にブレイクダウンしていくのが、日本としての現実的なアプローチかと考えています。

それから、著作権そのものよりも、誰もが自由に研究成果にアクセスできるための法的関係が何であるかという視点が大事だと思います。単に著作者側が持てばいいといって著作者側が抱えたら何の意味もありません。これらを含め、どのようなインセンティブや対価の構造ができるかをこれからよく議論していきたいと思っています。

●林 おっしゃるとおり、分野ごとに違いがあります。パネリストの皆さまは、恐らくオープンにしている分野、あるいはオープンにしたい分野の方々だと思いますが、そうではない分野のお話ができる方はいらっしゃいますか。

●鈴木 法律系はあまりオープンではないと思います。それというのも日本の場合は、(海外大手の) 学術出版社ではなく、一般的な商業出版社が出している弁護士や法学部生向けの雑誌に研究者が論文を掲載することが多いです。それも研究者が投稿するのではなく、出版社から依頼されて書いて載せるというパターンが多いのです。そうになると、そもそもオープンにする必要がありません。商業出版で出しているのだから、オープンにすると売れなくなってしまうからです。それは学術出版も同じかと思いますが、それでも回っているのは、商業出版ですので普通に購入できる程度の安い価格であることがかなり大きいと思っています。従いまして、適正価格で提供されているのであれば無料のオープンを出版社に強制する必要はないのではないのか

と私は思います。

●林 基本的に依頼原稿だから、広く皆さんに見てほしいものでもない、ということでしょうか。

●鈴木 見てほしいとは思いますが、1,000 円や 2,000 円出せば買えますし、図書館はそのぐらいのお金なら出してほしいと思います。

●林 なるほど。ありがとうございます。その分のコストは、購読者が負担しても差し支えない程度で、海外の出版社の雑誌ほど高いわけではないということでしょうか。山形様、何かコメント等はございますか。

●山形 必要なお金を必要なところに払うということには同意しますが、それが幾らなのか誰も分からないというのが一つ大きな問題だと思っています。ライセンスの話からは少し離れる商業誌であっても、例えば大学に所属されている方であれば、大学の事務方からすると、それは大学の研究成果の一つでもあるという考え方もありますし、公的な助成金を得て行った研究成果が定義付けの中に含まれてくるのであれば、あるいはグリーン OA の範囲になるのかもしれませんが、そのあたりも考えていかななくてはいけないような印象があります。

●林 ありがとうございます。最終的には、見るためのコストを誰が負担するのかということです。ゴールド OA なら、見てほしい著者が負担する。グリーン OA であれば見たい人が負担し、その人たちが優先的に読める方がよいと出版社は言っている。それだと即時にはならないかもしれませんが、分野の違いもあるため、できるだけ早めということ。その意味では、先ほど赤池様が回答されたとおり、「即時」といっても本当に論文がパブリッシュされたその日に出さなければならないわけでもないですし、媒体や分野による違いは当然出てくるという理解でよろしいでしょ

うか。

●赤池 そこはこれから検討したいと思っています。この政策を進めているわれわれは、without エンバーゴという学術プラットフォーム周りの市場環境から出発していますし、日本は残念ながら政策的には後追いです。国際的に成立している慣行にできるだけ追いついていこうという立場ですので、日本だけ特別なルールをとすることは考えていません。ただ、あまり尻抜けにならないように、ファンディングエージェンシー、各関係機関、大学とよく相談させていただき、合理的なものに仕上げてきたいと考えております。

●林 ありがとうございます。渡辺様、何かコメントはございますか。

●渡辺 法学は大変面白い分野だと思いますが、そこを超えて考えてみると、例えば社会科学系の研究者の中には、リクエストを受けて企業向けに講演を行ったり、企業内で回覧される媒体向けに執筆される人が多くいます。それらもオープンアクセスでなければいけないとなったら、企業側としても、執筆してもらっても秘密にできない、うかうか質問もできない、依頼の内容に会社の内情が反映されるとまずいと考えようになります。これが知を豊かにするルートとして良いのかというと、よく分かりません。これも非常に難しいですが、学術的な出版物はオープンアクセスにするべきであるとして、学術的な出版物とは一体どの範囲なのかということをやうまく工夫して決めることで、ある程度解決できるのではないかとも思いました。

法学の先生方では、商業誌も重要だけれども紀要論文がとても重要なのでそちらに書くという方や、海外の論文誌にはあまり書かないという方もいらっしゃいます。国内で学問が閉じているわけではないですが、比較法の観点などをされているので、日本語の中で学問がどんどん構築されていくのです。そのような学問の在り方を全てオープンアクセスのために否定するの

は少しやり過ぎだと思います。それはそれとして、「この範囲は学術媒体ですよ。だからオープンアクセスが適当ですよ」というように進めていくのが良いかもしれません。

●鈴木 ご指摘されたように、法学系では紀要は大変重要です。そもそも法学系は日本で査読を受け入れてくれる雑誌があまりなく、私は数誌しか知りません。ほとんどの研究者は、商業誌に書くか、紀要に書くか、単著なり共著なり本を書いているかという認識です。紀要は今ほとんどがオープンになっていますので、その意味ではオープン化も進んでいると思います。

企業内で書くことももちろんありますので、今回の有識者ペーパーでは恐らくそこを配慮し、範囲を査読付き学術論文に限っています。それによって、企業内で回すものについては除外されるのではないのでしょうか。詳細はこれから決まっていくと思いますが、そう考えています。

一方、公的資金によって生み出されたものを国民に還元するという観点では、それをどこまで正当化していくかはまた難しい問題になるのではないかと思います。

●林 そうですね。公的資金というと、例えばわれわれ大学・研究機関の基盤的な経費である運営費交付金、あるいは私学であれば私学助成金は、どちらも公的なお金です。大学の機関リポジトリでは、例えば民間企業からの投稿分などはどのくらい把握されていますか。

●山形 私は今、大学で機関リポジトリの実務担当をしています。ほとんど見たことがないというのが正直なところです。こちらから Web of Science のデータを抽出して働き掛けもしていますが、先生方の自発的なご提供に基づいて掲載している部分が多いので、見えない成果ではあります。

●赤池 公的資金の範囲には、運営費交付金も私学助成金も全部入ると整理になっています。とはいう

ものの、私の講演でも示したとおり、狭い意味でのオープンアクセスについては、スモールスタートで徐々に広がっていくという考え方をしています。鈴木先生がおっしゃったように、査読付きの学術論文であるということと、公的資金のうち競争的研究費制度については内閣府のホームページ上のリストでは百何十もありますが、そのうち論文を主たる成果とするものはせいぜい1桁です。その成果とは、査読付き論文に加え、その根拠となるデータです。根拠となるデータも、査読のプロセスで公開が求められているデータということで、オープンアクセスがある意味義務付けられ、相当絞られる予定です。絞った上で、徐々に定着させながら広がっていきます。研究開発法人も民間企業も、いずれはそう考えなければならぬと思います。

もっと広い研究成果という意味では、今、研究活動のプロセスで生み出される電子的な形の情報は全て研究データと言っています。電子化されていれば、紀要も実験データも観測データも、全部研究データです。運営費交付金であろうと、私学助成金であろうと、民間企業への補助金であろうと、全て公的資金の研究データに入ります。その上で公開、共有、非公開という整理をしていますが、別に公開が良いとは言っていません。意味があつてアクセス権を制限し整理すること、あるいは経済的価値を生み出すためにあえてクローズドにすること、例えば安全保障も含めて是であると言っており、そのような整理学を与えているだけです。

研究データからは少し外れるかもしれませんが、例えば法学の世界において、ある雑誌の購読者だけに読ませるといった活動を合理的な経済的利益のために行うことは、今の体系においては是とされています。ただ、今はまだ曖昧なところがあるため、より精緻にしていく必要はあると思います。実は先ほどの法律学の話は、ある審議会で法学の先生からよく言われたことで私もずっと答えを考えていたのですが、ちょうど同じ議論が提起され、クリアになって良かったです。少し長くなりましたが、私から体系としての補足をさせていただきます。

●林 まずは競争的資金から、査読付き学術論文から始まるけれども、将来的には広がるかもしれないし、それが筋であろうという理解でおります。ありがとうございます。

赤池様、ちなみに公開する場所は、現在は「機関リポジトリ等」という表現になっています。この「等」の範囲について何かお考えがございましょうか。

●赤池 これも非常に研究者のご関心が高いところで、10の情報基盤が今かなり議論をしています。極めて大変な世界で、いろいろな大学のFAの方や、NII、JSTの担当者とも議論を始めていますが、まずやりたいことは、研究者や図書館や情報システムの方に人的な負担をなるべくかけないことです。皆さん、同じ情報を二つ以上のところに登録することを非常に嫌がります。それは当然無駄ですので、どのようなパスで登録すればよいかを今考えています。

もう一つは、きちんとフォローができるということです。有識者ペーパーにも書きましたが、査読付き論文や研究データが本当にオープンアクセスになっているかどうかをきちんとチェックする証拠は意外とありません。大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)がしているように論文から謝辞でさかのぼる形で推計することはできますが、本当にそれぞれのプロジェクトにおいてオープンアクセスを実現する確実な方法は、実は現時点ではないのです。

もう一つ付け加えますと、100%確実にフォローする方法がないことも確かです。そのため、どうすれば合理的な範囲内でフォローできるかということを考えています。政府の情報基盤はいろいろとあり、機関リポジトリ、NII JAIRO Cloud、J-STAGE、J-STAGE Data、researchmap、e-Rad、さらに識別子DOIがあり、これをどのようなパスでどのような形で登録していただくのが国として最も合理的かということは今まさに考えています。この瞬間では答えがありませんが、研究者がそれぞれの分野の慣行に応じてどこに登録するのが

一番合理的かということと併せて、国として一番良い方法がどれなのかを考えているところです。

説明が長くなりましたが、研究者の方の関心が高い重要なポイントだと思いますので、現在の状況を補足させていただきました。

●林 ありがとうございます。例えばデータにしてもNBDCとJ-STAGE Dataがありますが、両方登録するケースは恐らくないですね。

●八塚 例えば古いバージョンのものは別のところにあり、新しいものはこちらに置くというように、複数のサイトに置くことはあると思います。全く同じものをコピーすること、バックアップとして機能させるためにアーカイブすることもあります。それはあまり合理的ではないとは思いますが、全体として一つのデータは一つのところに置くのが望ましいのですが、実際にはデュアルで持っていることもあると思います。

●赤池 技術的な話で恐縮ですが、researchmapは論文を引っ張ってきてくれますけれども、例えば、昔書いた自分の論文の同じものが幾つも引っかかってきます。これは名寄せの問題ですが、要するに、検索の立場からシステムを考えるのか、成果情報として一つと数えるのかによって、システム上の設計思想が大きく異なるのです。評価としてであれば、一つの成果が三つになると困るのですが、検索を考えると、どこかで引っかかる方がいいわけです。それぞれのシステムの設計思想に得意・不得意がありますので、特にNIIやJSTとよくご相談しながら、もちろん内閣府もe-Rad、e-CSTIを持っていますが、そういうところで合理的な道筋を考えていきたいと思っています。現時点では、二つのデータが出てきてしまうことも十分あります。

●林 確かにオープンになっているリポジトリの大きな流れとしては、JAIRO Cloudなどに載せて、そこからメタデータが流れていき、どこかで検索できるとい

うのが理想ですが、ふたを開けたらいろいろなところにいろいろな形で載っていて、それをまとめて検索できるものが今はない可能性があり、それを何とかしなければいけません。また、データという単位で考えると、いろいろなところに登録した、あるいは置いているサービスがなくなってしまうかもしれないから引越しをしたということもあるかもれません。これについては、そう簡単にならない、DOI が付けられるところに置くのが解だと思います。J-STAGE Data も NBDC も、確か DOI は付けられるのですよね。

●八塚 NBDC は DOI を付けています。

●久保田 J-STAGE Data も付けています。

●林 やはり一定の条件として、ある程度永続性があるところに置くということですね。そういえば研究データポリシーにはその要件が書いてありますので、それを守っていれば何らかの形でトラッキングの対象にはなると思います。もう一つ、話を伺っていると、検索の問題があるようです。機械可読的にライセンスが分かる、有象無象の検索ではなくて CC BY になっているということが分かれば、オープンになっているかどうか分かるのではないかという印象を持ちました。

少し話が戻りますが、いずれはほとんどの雑誌が何らかの形でオープンアクセスに対応するとはいえ、過渡期としては、どこがオープンにできるのか、リポジトリに載せたいと言われたときにオープンにできるのかなど、投稿する人はそこまで考えていなくても、機関リポジトリのご担当者は苦勞されていると思います。その苦勞されている方に話を聞きたいと思います。

●山形 私の苦勞は大したことがないのですが、少し話が変わってもよろしいでしょうか。今回のお話の中で、研究者自身の戦略もあるのですが、周りの人は何ができるかということについてもぜひヒントを頂けたらと思っています。

渡辺先生と似ているのですが、機関リポジトリの実務をしていると、ライセンス周りのいろいろなお問い合わせが来ます。特に多いのは ND で「これはどこまで使っていいのですか」という質問です。それから、博士課程の学生が複数の自分の研究論文を博士論文として一つにまとめた場合、それは今、法的に義務付けられているので機関リポジトリ上で公開しなければいけないのですが、「私のこの論文は使えるのでしょうか」という質問が非常に多いです。実際こちらでお調べすると、「CC BY でご自身で著作権をお持ちですし、使えますよ」という答えになることもありますし、「ジャーナルのページに全く書かれていないので、エディターの方にご相談してください」という答えになることもあります。

本日も登壇の研究者の皆さんはライセンスについてのご理解が非常に深いと思いますので、これまでどのようにライセンスについて学んできたのか伺ってみたいと思います。私の学生時代を振り返ると、論文を研究するための問いの立て方や、引用の書き方、先行文献の探し方などはゼミで先輩や先生方に教わったのですが、当時はまだ今のようなライセンスの意識があまりなかったと思います。そういったことをどのように学んできていらっしゃるのか、ご経験談があれば伺いたいです。

●小野 教科書的に整理されてはいます。例えばクリエイティブ・コモンズの説明では非常に分かりやすく書いてありますが、そこまで行き着くかどうかです。関心がある人なら検索してたどり着くのだと思います。それ以前に、大学のゼミなどで指導教員にきちんとした意識があつて学んでいけばよいのですが、現実的には論文を投稿するときに場当たりに「ライセンスを決めると書いてあるけれど、これはどうするのですか」と先輩や指導教員に聞くことになると思います。今回のセミナーで、まとまった知見や現在どのようになっているかということが資料として公開されると思いますので、非常に良い教材となるのではないかと思います。

●**山形** アーカイブで残るとよいというのは、実はこの企画ワーキングの裏テーマでもあります。他の方からも、もしあればお願いします。

●**小池** 大学では情報リテラシーの授業があり、全学教育でライセンスに関する話も少しあります。ただ、クリエイティブ・コモンズについてはあまりなく、芸術などの話が中心で研究とは少しずれている感があります。クリエイティブ・コモンズが出てきたのはここ数年で、オープンアクセスの雑誌が出始めてからメジャーになってきましたので、ほんの10年前には誰も気にしていなかったように思います。私もクリエイティブ・コモンズについては、実際に自分の雑誌をオープンアクセスにするときに勉強しました。

●**山形** ありがとうございます。小池先生の雑誌ではCC BYと指定していらっしゃると思いますが、それを学会の方や投稿してくる方にはどのようにご説明されているのかについても補足いただければと思います。

●**小池** 雑誌の巻頭言という形で、自由に使えることをエディターからのメッセージとして伝えています。

●**山形** ありがとうございます。他にもご経験がある方がいらっしゃればお願いします。

●**鈴木** 私は著作権が専門なので自分で勉強しました。今は高校で「情報1」が必修になり、その中でもクリエイティブ・コモンズ・ライセンスについては教科書でも一定程度の分量が割かれているようですので、これからは高校生も学ぶものになります。また、先ほど大学でのリテラシー教育の話もありましたが、今や情報を教えていない大学はほぼないと思いますので、これからの研究者や学生はライセンスについても一定程度は学んでいくと思っています。

●**山形** 高校の「情報」の必修授業の中で触れられていることは、浅学にして知りませんでした。これから

は学生の方が詳しい状態に入ってくるかもしれませんので、図書館職員としてもきちんとキャッチアップしなくてはと思います。

渡辺様は教授という立場で学生さんを指導されることもあると思いますが、「こういうところに注意しないといけないのだよ」と教えておられることはありますでしょうか。

●**渡辺** 私は研究所勤務ですので授業の義務はないのですが、非常勤などでお引き受けする際には著作権をテーマにディベートを仕組んだりします。もちろんライセンスを扱ったこともあります。著作権制度自体を本当はどう作るのか、どんなオプションがあり得て、どんな利害関係者がいるのかといったことを議論するのです。ジャーナルは扱ったことがありませんが、例えば報道やメディア、エンタメ産業が著作権制度でどのように変わるかを考えてもらったことはあります。私はレクチャーがあまり好きではないので、そうやって皆で学び、考えてきてもらう形にしています。

先ほどの高校の授業の話で思い出したのですが、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンにも、教科書の出版社から「このロゴを使ってもよろしいでしょうか」などと丁寧に許諾を求めてくる方が増えています。聞くまでもなく大丈夫なのですが、そういうところからも、高校でも広まっているのだなと感じています。

●**山形** 私が知っている範囲よりずっと広く、クリエイティブ・コモンズが広がっていると感じました。

●**林** 研究者やわれわれのようなライブラリアン、あるいはオープンアクセスを考えている学会の方は、今後どうすればライセンスについて学べるでしょうか。本日の議論もとても勉強になりましたが、例えば論文投稿の際にエディターとの交渉から学べるのか、あるいは実際に出版の実務をするのがいいのでしょうか。これをするとライセンス周りの勉強になるということは何かございますか。

●鈴木 論文を投稿しても、エディターと著作権の話はほぼしないと思いますし、契約交渉する著者もほぼいないでしょう。権利保持戦略でも、「著者が著作権を放棄する」なりを付録として要求される場合もありますが、著者はまずしないだろうと思います。私も、そんなことをするなら（権利を）あげてしまうと思います。論文を書けば（ライセンスのことが）分かるというわけではないと思います。

ライセンスについては、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのサイトは FAQ が非常に充実していますし、私も今回講演するに当たってかなり読み込みました。Web サイトで公開されている情報がかなり多いので、まずはそこから勉強されるのがよろしいのではないかと思います。

●渡辺 オープンアクセスの文脈に限らないもので、ライセンスとは何か、どのようなライセンスがあるのかというクリエイティブ・コモンズの一般的な案内の論文は、私を含めた CC JAPAN の事務局スタッフなどが関与したものが既に J-STAGE で何本か読めるようになっていきます。検索するとすぐに見つかると思います。

また、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンの Web サイトには、上のメニューバーに FAQ があり、その中にオープンアクセスに関する FAQ もあります。ただ、この分野にはさまざまな質問があり、まだほんの一部しか取り上げられていません。本日の議論からも幾つか面白いものを織り込めればと思っていますが、ぜひ取り上げてほしい質問がありましたら、事務局にご連絡いただければ検討いたします。あるいは一緒に作りたいという方がいれば、何かコラボレーションができればとも思いました。

また、本日のセミナーのようなイベントのアーカイブを、資料にライセンスを付けてネット上で公開していますので、そのようなところから勉強するのも非常に効率的ではないかと思います。

●林 久保田様、ライセンス周りが分からないといっ

た学会からのお問い合わせには、J-STAGE でもお答えいただけるのでしょうか。

●久保田 先ほど J-STAGE の事業を紹介した中で触れておりますように、オープンアクセスにしたいという問い合わせはありますので、J-STAGE の Web サイトにも学会・発行機関の方向けのコンテンツがあります。そちらも参考にさせていただけるかと思います。

●林 ありがとうございます。他に、これを言っておきたいというパネリストの方はいらっしゃいますか。

●渡辺 三つあります。一つは「コモンズの悲劇」といって、誰もがアクセスできる共有資源があると、自分の利益のためにそれを使ってやろうというフリーライダーと呼ばれる人たちが寄ってたかってその資源を駄目にしてしまうことがあるという話です。情報資源は使い尽くされることはないので駄目にはなりません。先ほどの NC に関わる議論にあったような「自分みんなのためにやっているのに、あいつは自社の利益しか考えていないではないか」という不公平感が生まれる状況はあり得るわけです。

そのようなこともあって「コモンズの悲劇」は警戒されやすい一方で、著作権や知財に関する専門家の間では「アンチ・コモンズの悲劇」という概念があります。いろいろな人が自分の権利を主張でき、著作権でいえば利用させないという権利が生まれる、あるいは自分の許諾なしには利用してはいけないという制度ができる。すると、今度は権利者が多くなり、全員から許諾を取らない限り何もできない、全く再利用ができなくなってしまうという逆側の悲劇が起こるのです。著作権ではなく、例えばアカデミアの規範などでできる部分はしてもよいのではないかというのはまさにそこからです。今後はデジタルのデータや情報資源を活用しやすくする流れになりますが、そのチャンスを生かすためには、著作権のことを入れ過ぎると面倒なことになりそうです。まさに、それが「アンチ・コモ

ンズの悲劇」という概念に凝縮されているのではないかと思います。

もう一つは、教材や学習資料のオープン化（Open Educational Resources：OER）と呼ばれる分野では、最初は確かにみんながライセンスの議論や、いかに数多くの資源をオープン化するかということに腐心するのですが、しばらくすると「オープン化したけれども、なかなか再利用の事例が出てこない。どうしようか」という議論になります。「検索が不便なのではないか」「メタデータの整備やタグ付けなどをもっと丁寧にしなければいけない」「検索エンジンをもっとちゃんと作らなければいけない。普通の検索エンジンに任せていては駄目なのではないか」というような、著作権以外の周辺的な制度の整備は大変重要なのです。そこがうまくできないと、資源としてはオープンでも誰も見つけてくれない、誰も知らないということがあり得るわけです。そのようなところがこれから課題になってくるのではないかと思います。

最後に、再利用を考えると、例えばサイエンスコミュニケーターのような人の役割はかなり重要かもしれないと思います。私が所属する GLOCOM では情報社会のいろいろなトピックを扱っていますが、この境界でよく言われるのは、20 年ほど前のインターネット黎明期と比べると、ネット上で誰でも自由に発言できることが民主主義を良くするのではないかという期待はすっかりしぼんでしまって、むしろまずい方向に行っているのではないか、オープン化は間違いだったのではないかという話が世界中でかなり出ています。海外の事例では、熱心な人種差別主義者が、遺伝子研究者の書いた論文を独自解釈で強引に読み解き、そこから自説を支持するコミュニティをつくっているという話があります。もはや資源をオープン化した後はネットに任せておけばいいという楽観的なスタンスでは済まない時代が来ているのかもしれない。

サイエンスコミュニケーターのような科学リテラシーの高い人が、そのようなものに対してある程度の警戒感を持って、信頼ある情報源を参照してもらえる形

でいろいろな人に紹介する。そしてその学術研究の成果が社会に浸透していくというエコシステムができるところまで見届けられると、ようやく「オープンアクセスも意味があるところまで来たな」と思える世界があるのかもしれませんが。私はそれでもまだオープン化の力を信じている方ですので、そうでなければいけないというほど強い意見ではありませんが、本日はそんなことも考えました。ありがとうございました。

●林 大変活発なご議論をありがとうございました。視聴者の皆さまからも大変多くの質問を頂戴しました。全ての質問に答え切れなかったことをお詫び申し上げます。できる範囲でそれぞれのご講演者の皆さまから後日回答できればと思っておりますので、ご容赦いただければと思います。視聴者の皆さま、パネリストの皆さま、フロアの皆さまにお礼を申し上げ、これにてパネルディスカッションを終了いたします。